

保護者各位

Kyoto Intercultural Summer School for Youths 2026 (KISSY2026)
参加者募集のご案内

特定非営利活動法人パンゲア
理事長 森 由美子

前略

2026年8月5日から8月8日に開催されます Kyoto Intercultural Summer School for Youths 2026 (KISSY2026) の参加者募集についてご案内申し上げます。

活動の趣旨等につきまして、当案内をご一読いただき、是非参加をご検討の上、参加いただける場合には、本書類に記載されている参加申込手続きをお願いいたします。

今後ともパンゲアの活動へのご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

目次

・ KISSY2026 概要	2
・ 同意書	4
・ 同意書資料 1 (パンゲア憲章)	6
・ 同意書資料 2 (プライバシー・ポリシーと著作権に関するガイドライン)	7
・ 同意書資料 3 (スポーツ安全保険のしおり)	8

KISSY（児童のための関西異文化サマースクール）とは？

KISSYは、10歳から16歳までの子ども達のための寄宿型サマースクールで、デジタルを活用しながら子ども達が地球市民としての視野を育むことを目指しています。KISSYを運営しているパンゲアは、(独)国際交流基金より2018年度「地球市民賞」を受賞しており、創立23年を迎えました。パンゲアでは、創立時から、子ども達が様々な世界の子供達と協働し、問題解決できるスキルを身に付けることが最も重要である、という理念を持っています。

KISSYは、多様性を受け入れる社会の形成と、SDGsの4.7「地球市民教育」を、デジタルを駆使して推進する先進的事例として、海外の学術機関や報道機関からも注目を集めています。KISSYではワークショップを通し「解決しないと地球が持続できないといわれる課題」に取り組みます。今回のKISSYでは、揺れる世界情勢の中、人種・言語・宗教・国がまったく違う子ども達が地球市民として何ができるのかを共に考え、話し合い、みんなに伝えられるのかに取り組みます。

KISSYはこれまでに9回実施されており、様々な国から児童が参加してきました。2020年以降、新型コロナウイルス感染症により海外からの参加者はオンラインでの参加となっていました。去年は再びケニアやジョージアからの参加者が来日することができました。

現在中近東やウクライナでは戦争や紛争が続いており、KISSYへ来る国からのフライトが大きく影響を受け、原油不足からの原油価格高騰により航空運賃が上昇しています。また安全面からも、今年は海外とはオンラインでつなぐことになりました。このような時代だからこそ、互いを理解し、つながりを築く機会の重要性はますます高まっています。

KISSYを通じて目指すもの

- ◆ 言語や文化、ワークスタイルの壁を越えて、同じ課題に各国の参加者が取り組み、互いの考えを発表し共有するなかで、地球市民として世界を俯瞰してみることに、また自分たちの考えを人に伝えること。
- ◆ 言語の壁を越えてコミュニケーションをとりたいという意欲を持つことができること。
⇒「外国語で話してみたい!」という気持ちが湧き上がり、自発的な語学学習へとつながること。
- ◆ 平和な社会をどのように実現するかについて、考える場と世界へ発信する機会の提供。
- ◆ デジタルを駆使した探求型のワークショップにより、調査や発見をフィールドワーク等を通して深め、他国と共有すること。
- ◆ 次世代へ引き継ぐ持続可能な社会

KISSY2026の概要

京都市内で行う3泊4日の活動です。日本各地から参加者が集まり、対面で交流します。下記のような企画を予定しています。

- ✓ 各国からの参加者が文化の違いや多様性を知り、理解を深め楽しむワークショップ
- ✓ フィールドワーク
- ✓ 海外へ向けた英語でのプレゼンテーション
- ✓ AIの使用前に実施するメディアリテラシー講習とAI活用実践

KISSY2026について

KISSY2023では、人はどのように文明社会を築いたのかについて『過去』を振り返り、これからの未来をみんなで考えるという壮大なワークショップにチャレンジしました。言い換えれば、長い歴史をアジア、ヨーロッパ、アフリカの三か国が俯瞰し、共有することができました。

KISSY2024は『現在』に取り組みました。参加国すべてに共通することは、学校に通っていること、一日は24時間、一年は365日であることです。どんどん発展している情報通信の世界において誕生した生成AIですが、どんな使い方、ルールがあるのかをそれぞれが発表することから、多様な観点を知ることができました。

KISSY2025では地球市民として『未来』を考え、よりよい地球にしていこうために必要なこと、視点、アクションは何かを考え、対話し、それを世界へのメッセージとして様々な表現を駆使して動画を共同制作しました。海外からの参加児童と日本各地からの参加児童がチームを組み、パンゲア独自に開発した多言語ツールを用いて、言語や文化の違いを超えたワークショップを行いました。

そしてKISSY2026は、久しぶりの京都開催となりますが、探求型のプログラムとなり、参加児童らは6月から探求を始めます。日本の参加者は「京都」を舞台に自分の興味のある分野において、時間軸を過去から現在、そして未来へとその分野における成功や失敗をみつめ、発見し、未来を考えます。大きな時間軸で見ると、誕生から発展、失敗、そして再生に気づくことができます。大きなうねりの中、しっかりと起きていることを理解し前に進むことを子供たちができるようにと少人数で本プログラムを実施いたします。

なお、過去のKISSY参加者の多くが、すでに大学生や社会人の年齢になっています。これらの参加者たちは、KISSYやパンゲアでの体験を生かした進路として、ジャーナリスト、国際看護、グローバル文化、IT系などの進路を選択しており、保護者からも多くの嬉しい報告を頂戴しております。このような参加経験者たちは引き続きファシリテーターや技術スタッフとして、パンゲアの活動を支えてくれています。



KISSY2026

開催日時	2026年8月5日（水）から 2025年8月8日（土）まで	
主な開催場所	立命館大学 朱雀キャンパス、 および下記宿泊先	〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1 https://www.ritsumei.ac.jp/accessmap/suzaku/
宿泊先	観光旅館 ホテル近江屋	〒600-8185 京都府京都市下京区上珠数屋町東洞院東入花屋町 387 https://www.omiya-kyoto.com/
参加費	99,000 円（税込）	
集合場所	JR 二条駅 改札前スペース	
解散場所	JR 京都駅	
主催	特定非営利活動法人パンゲア	
協力	立命館大学 情報理工学部 社会知能研究室	

KISSY 2026 プログラム概要

2026年 8月5日（水）	13:00	<ul style="list-style-type: none">・JR 二条駅集合（保護者または付き添いの方はここまでとなります）、立命館大学 朱雀キャンパスへ移動・KISSY 開校式 / オリエンテーション・アイスブレイクアクティビティ・ワークショップ
8月6日（木）	夜	<ul style="list-style-type: none">・ワークショップ（プレゼンテーション制作）・レクリエーション（二条城）
8月7日（金）	午前 午後	<ul style="list-style-type: none">・ワークショップ（プレゼンテーション準備）、発表リハーサル・海外参加者に向けて英語でプレゼンテーション
8月8日（土）	10:00 12:30	<ul style="list-style-type: none">・リフレクション(振り返り)・チェックアウト・フィールドトリップ（チームラボ） ・JR 京都駅にて解散

※プログラムは諸事情により予告無しに変更させて頂く場合がございますので、予めご了承ください。

同意書

私は、特定非営利活動法人パンゲア(以下、パンゲアと表記。)が開催する **KISSY2026 (Kyoto Intercultural Summer School for Youths 2026)** に際し、以下の1.から9.までの条項に同意した上で、私が保護者である児童(以下、参加児童と表記。)が活動に参加することを承諾します。そして、**同意書資料1**に記載されたパンゲア憲章の内容を理解し、これを厳守します。

私は(以下、参加申込者と表記。)、下記の事項について、会場内外で発生する、いかなる事故・事件の責任をパンゲアに問いません。また、参加児童の行為によりパンゲアもしくは第三者に与えた損害については、当方が賠償の責に任ずることを誓約致します。

1. アクティビティ中の事故について

「アクティビティ中」とは、参加児童が集合場所で集合した時点から、解散場所で解散するまでの期間を意味する。パンゲアはアクティビティ中の事故防止に万全を期す。ただし、万が一、参加児童が負傷した場合、必要に応じて応急処置の実施や病院への救急搬送手配など最大限の努力をするが、パンゲアはそれ以上一切の責任を負わない。また、アクティビティ中の事故・ケガに備えて、参加者全員にスポーツ安全協会が提供するスポーツ保険(加入区分A1)への加入を義務付けることとする。加入手続きはパンゲアが一括して行う。当該保険の詳細は、**同意書資料3「スポーツ安全保険のしおり」**を参照し、各自確認することとする。また、参加申込者はパンゲアに参加児童の健康保険証のコピーを送る。

2. 移動について

アクティビティ中の参加児童の移動に関しては、パンゲアは安全に配慮した上で行う。その際の事故に関して、パンゲアは一切の責任を負わない。また、徒歩や私的な交通手段を用いる場合においても同様に参加児童もしくは第三者起因による事故についてパンゲアは一切その責任を負わない。

3. アレルギー・体調不良時の処置について

特記事項として申込書にアレルギーや既往症に関する記載欄を設ける。参加申込者は、アレルギー・既往症の有無とともに、常飲している薬についても記載する。参加児童のアレルギーの有無および発生時の対応または体調不良時の対応については、パンゲアは申込書の記載に則って対処する。その際、パンゲアの常備薬を投与する場合がある。その他含め、病気の対応については、病気にかかった場合の対応権限をパンゲアが有することとする。その際必要となる医療機関等への情報提供に保護者は同意する。また保護者は緊急時において連絡のつかない場合、緊急時の対応をパンゲアに一任する。

4. KISSY2026 の中止について

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公庁の命令等、パンゲアの関与し得ない事由が生じた場合、パンゲアの判断でKISSY2026を中止することがある。その場合、パンゲアは中止決定時点までの準備や予約等で返金されない費用の明細を参加申込者に対して誠実に示し、参加申込者に対して手数料を除いた実費の返金を行う。

5. 持参する情報端末(携帯電話、ノートパソコン、タブレット端末)の取り扱いについて

アクティビティ中に、参加児童が持参する情報端末(携帯電話、ノートパソコン、タブレット端末)を利用することをパンゲアは禁止しない。また、パンゲアは、情報端末を持参する参加児童に対して情報端末の適切な利用管理上の指導を行う。しかし、万が一、参加児童が持参した情報端末の紛失・盗難・破損等が生じた場合は、パンゲアは一切の責任を負わない。

6. 貴重品(金銭・カメラ等)について

情報端末(携帯電話、ノートパソコン、タブレット端末)以外の貴重品の持込みを禁止する。パンゲアは貴重品の管理を行わず、貴重品の紛失・盗難・破損等に関して、一切の責任を負わない。

7. プライバシーポリシーと著作権に関するガイドラインについて

参加申込者は、**同意書資料2「プライバシー・ポリシーと著作権に関するガイドライン」**に同意する。

8. 参加申込者によるキャンセルについて

参加申込者は、次のキャンセル料を支払うことによって、申込み契約を解除することができる。キャンセル日とは、パンゲアの営業日、営業時間内に解除する旨を申し出た日とする。なお、キャンセル料の支払時の振込手数料は参加申込者が負担する。

キャンセル日	キャンセル料
2026年7月10日から2026年7月16日まで	参加費の20%
2026年7月17日から2026年7月29日まで	参加費の50%
2026年7月30日以降	参加費の全額

9. 本同意への意思表示について

本書類「同意書」に対する参加申込者の意思表示は、インターネット上のオンラインシステムとして別途提供される「KISSY2026 参加希望フォーム」への入力によって電子的に行う。また、その意思表示の日時は「KISSY2026 参加希望フォーム」をバンゲアが受信した日時とする。

パンゲア憲章

2008年2月5日制定

【活動の理念】

パンゲアは、子ども達が自主的に参加したいと思う世界共有の遊び場「ユニバーサルプレイグラウンド」を構築し提供します。子ども達は、ありのままに自己を表現し、出会い、言語や文化の壁を越えて経験を共有し、思いやりを育み、つながりを深めていきます。

パンゲアは、性別・年齢・文化・宗教・経済状態・病気などにより子ども達を差別しません。パンゲアは、文化多様性を許容し、政治的、宗教的中立を保ち、国際平和に寄与していきます。

【活動の運営】

パンゲアは、子どもの目線を忘れません。パンゲアの活動では、大人は指導者ではなく、ファシリテータです。パンゲアのファシリテーションは、子ども達に自己表現の様々な選択肢を提供し、正確な情報伝達よりも気持ちの交流を優先させ、他者への配慮を促します。

パンゲアの活動は、拠点に子ども達が集いグループ単位で行われることを基本とします。子ども達が楽しいと思う多様なコンテンツの提供を通じて、子ども達の健全な発育に寄与します。

【活動の方法】

パンゲアは、子ども達をつなぐためのコンテンツ、ソフトウェアを自ら開発します。パンゲアは、新しい技術に対して常に好奇心を持ち続け、国内外の研究者・機関と連携し、それらの技術を積極的に利用します。

パンゲアは情報コミュニケーション技術を、世界に広がる多拠点間の円滑な接続方法として、また、子ども達の距離を越えた自由で豊かな交流手段として活用します。

【組織の運営】

パンゲアの組織は力を結集し、高い芸術性と優れた品質を備えたコンテンツやソフトウェアを生み出します。パンゲアの各拠点は、それらを共有しつつ、それぞれの地域に適応した独自の活動をデザインし実施します。

パンゲアの組織は民主的な議論によって運営されます。そこでは、パンゲアの活動により多くの貢献をする構成員が、意思決定により大きな影響力を持ちます。

プライバシー・ポリシーと著作権に関するガイドライン

パンゲアではプライバシー・ポリシーの一環として子ども達を中心とした取材対応や記録等の使用及び著作権に関するガイドラインを設定し、保護者のみなさまから承諾書をいただいております。

つきましては、以下の内容をご一読の上、別紙「同意書」に必要事項をご記入・ご署名の上、参加申込書・保険証のコピーと併せてパンゲア事務局までご提出下さい。

ご理解の上、ご協力よろしくお願いいたします。

1. KISSY2026 の成果物の著作権の取り扱いについて

参加児童が KISSY2026 の活動中に作成した作品、その他成果物についての著作権、および、二次利用に係る権利については、パンゲアが今後の活動内で作品をネット上で共有・二次利用する場合等があるため、同意頂いた場合は、原則としてパンゲアに帰属するものとさせていただきます。但し、KISSY2026 終了後、自らの作品、もしくは、デジタル化した複製等を保有し、一次利用および二次利用することは可能です。

2. KISSY2026 における記録等の使用について

特定非営利活動法人パンゲアでは、活動を写真・映像・データ等で記録し、ウェブサイトやイベント・研究会などで学術研究・活動報告・活動公知の目的で利用させて頂く場合があります。なお、その際は、参加児童の氏名・年齢を伏せるなど、個人の特정이できないよう配慮させていただきます。

3. 報道機関による取材活動について

パンゲアの活動には、各種報道機関による取材が入る場合があります。

・取材が入る場合、参加児童の氏名・年齢など、個人の特정이出来ないよう、パンゲアは報道機関に要請しています。また、原則として子ども達の活動の様子は全体像を映すようにし、個々人の顔が全面にクローズアップされるようなアングルは極力避けるよう、報道機関に要請しています。

・報道機関側の要請により、参加児童への個別インタビューなども行われる場合があります。この場合の映像・写真の使用許可に関しては、事前に保護者のみなさまにご連絡致しますので、その際にご判断ください。

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になります。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。

公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）との間で保険契約を締結しています。

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

（注）ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

⚠ 学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間

掛金の支払日が令和8年3月31日以前の場合
令和8年4月1日午前0時から

掛金の支払日が令和8年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

令和9年3月31日午後12時まで

※大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

団体活動を行う4名以上の方でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額	
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)			
子ども (中学生以下 (特別支援学校高等部の生徒を含む。))	A1	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人2億円	180万円	
大人 (高校生以上)	C	64歳 ^{注1} 以下 ▶スポーツ活動 (指導・審判を含む。)	2,000円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人2億円	180万円	
	B	65歳 ^{注1} 以上 ※A2区分で対象となる活動も補償	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円			
	A2	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円			
全年齢	D	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人2億円	180万円	
ワイドコース	子ども (中学生以下 (特別支援学校高等部の生徒を含む。))	AW	▶A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(学校管理下を除く。)も対象 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	1,450円	3,100万円	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人2億500万円	180万円
					細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額はA1区分と同額					
	大人 (高校生以上)	CW	64歳 ^{注1} 以下 ▶C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人2億500万円	180万円
					就業中、細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額C区分と同額					
大人 (高校生以上)	BW	65歳 ^{注1} 以上 ▶B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人2億500万円	180万円	
				就業中、細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額B区分と同額						
					100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
					細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。					
					100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
					就業中、細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。					

注1 年齢の判断は、「令和8年4月1日」を基準とします。

年間掛金には、制度運営費10円(税込)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯り運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。） (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外來の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰痛症、腰椎分離症など）など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避免的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）、航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽運動機を含む。）、船舶（人かまたは風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など ⑥ サイバー攻撃 (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を損壊した場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動に起因する損害には支払われず。） (7) ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故（AW・BW・CW区分については一部対象となります。） (11) BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故 (12) 補償期間外に発生した事故 など
	突然死葬祭費用保険 (1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯り運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。） (3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険 ケガをされたとき	スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名(フリガナ)、電話番号 ③負傷者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無 ※事故通知後、被保険者(負傷者)へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。 ※入院保険金請求額が30万円以下の場合には東京海上日動からの求めがない限り原則医師の診断書のご提出は不要です。
賠償責任保険 法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき	速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者(物の場合は所有者など)の住所、氏名、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊(注1)の程度など (注1)物の損壊については、事故の状況が把握できるよう 現場写真や修理見積書等をご用意ください。 ※示談交渉は被保険者(加害者)に行っていただきます。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。
突然死葬祭費用保険 突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき	スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。 ①団体名 ②団体代表者の氏名(フリガナ)、電話番号 ③被災者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因(病名)

※保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先(東京海上日動) ※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)	都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027/011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 愛知 三重	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057/052-201-9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 岩手 宮城 山形 秋田 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-037/022-225-6326 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067/06-6203-0677 〒541-8555 大阪府中央区高麗橋3-5-12
茨城 栃木 群馬 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047/03-6632-0479 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 島根 岡山 山口 徳島 香川 高知	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085/082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-059/054-254-4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町1-1	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095/092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

公益財団法人 **スポーツ安全協会** <引受幹事保険会社>
 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 東京海上日動火災保険(株) 担当課:公務第二部文教公務室 <共同引受保険会社(令和8年4月予定)>
<https://www.sportsanzen.org> 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階 ねいせい保和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保

ご不明な点は、協会ホームページの「よくあるご質問」やチャットボットをご確認のうえ、なおもご不明な場合には、スポーツ安全協会(コンタクトセンター): 03-5510-0033 平日9:30~17:00 または東京海上日動(公務第二部・文教公務室: 0120-233-801 平日9:00~17:00)までお問い合わせください。
 当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保): スポーツ安全協会傷害保険特約(就業中外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。
 令和7年12月作成 25TC-004013